

は、条例に特別の定めがない場合には、公布の日から起算して10日を経過した日から施行される（同条3項。規則に関しては、同条5項参照）。

## (2) 目的規定の存在とその機能

**建築基準法第1条** この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

行政にかかる法律を民事や刑事の法律と比較した場合に認められる顕著な特色として、行政関連の法律では第1条で、目的規定が置かれていることが多い。上に、建築基準法の例を挙げた。

目的規定の機能としては、①政策意図を明示するという意味での啓発機能（参照、行政手続法1条、資源の有効な利用の促進に関する法律1条等）のほか、②解釈の指針を示す機能、③立法理由を説明する機能などがある<sup>5)</sup>。したがって、法律制定の背景、法律解釈の指針を知るうえで、目的規定は重要である。

このほか、教育基本法（1947年。2006年全部改正）、国会等の移転に関する法律（1992年）、原子爆弾破壊爆者に対する援護に関する法律（94年）、高齢社会対策基本法（95年）などでは、前文が付されている<sup>6)</sup>。これは変革期における基本施策の転換を強調するという啓発機能を重視した立法スタイルである。

## (3) 基本法の増加と実験法律の登場

基本法という名称の法律が1990年代から急増し、特に今世紀に入ってから増加の傾向が顕著である<sup>7)</sup>。過去10年間だけをとっても、2006年の住生活基本法、自殺対策基本法、がん対策基本法、観光立国推進基本法、教育基本法、

5) この問題を掘り下げたものとして、塩野宏「制定法における目的規定に関する一考察」同『法治主義の諸相』（有斐閣・2001年）44頁以下（初出1998年）参照。

6) 参照、教育基本法、観光立国推進基本法、高齢社会対策基本法、ものづくり基盤技術振興基本法、男女共同参画社会基本法。

7) 詳細な研究として、小早川光郎「行政政策過程と“基本法”」成田頼明先生退官「国際化時代の行政と法」（良書普及会・1993年）59頁以下、毛利透「基本法による行政統制」同『統治構造の憲法論』（岩波書店・2014年）137頁以下参照。

07年の海洋基本法、地理空間情報活用推進基本法、08年の宇宙基本法、生物多様性基本法、国家公務員制度改革基本法、09年の公共サービス基本法、バイオマス活用推進基本法、肝炎対策基本法、11年の東日本大震災復興基本法、スポーツ基本法、13年の交通政策基本法、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法、アルコール健康障害対策基本法、14年の水循環基本法、15年の都市農業振興基本法が制定・改正されている。基本法は重要施策の提示に重点があり、複数政策間の調整・総合化機能を有する。領域横断的性格のものや議員立法によるものが少なくない。

他方、もう1つの傾向として、実験的性格の強い法律が増加している。実験という名称は掲げていないが、法律が場所や時間を限定する例は多く見られる。一定期間後に見直すことを定めた見直し規定や、法律の終期を定めた時限立法、場所を特定した特区制度などが存在する。行政実務では、社会実験と称する施策が展開され、制度設計につなげる試みがなされている<sup>8)</sup>。

## COLUMN

### 立法の国際標準化

経済のグローバル化とともに国境を越えた人と物の移動が頻繁になると、立法技術についても国際標準化が求められる。例えば、輸出国が実施した家電製品、医薬品などの安全・規格基準検査結果を輸入国でも同様に実施したものとみなす「相互承認協定」などである。また、産業構造の近似性から各国の抱える課題には共通点が多く、制度設計に関して共通の問題関心が認められる。そのため、アメリカやEUにおける法制度の進化はわが国の法システムに対しても影響を与えうる（立法開発の共振効果）。

わが国ではとくに内閣提出法案の作成に当たり、外国法制の研究が盛んである。それは、第1に立法過程が困難な政治的調整過程を含むことから、業界や他の省庁に対する調整・交渉のための理論武装として外国法制研究が重視されてきたからである。第2に、今日では、解答の存在しない困難な政策課題が少なくないため、新規施策の実効性を測る有用な実験データとして、外国における経験が参照されるのである。

8) 大橋洋一「社会実験と法制度の設計」法学研究81巻12号（2008年）29頁以下。



行政法 I 現代行政過程論 [第3版]

*Administrative Law and Process*

2009年5月10日 初版第1刷発行  
2013年11月30日 第2版第1刷発行  
2016年6月30日 第3版第1刷発行

著者 大橋 洋一  
発行者 大江 草貞 治  
発行所 株式会社 斐 有 閣

郵便番号 101-0051  
東京都千代田区神田神保町2-17  
電話 (03)3264-1314 (編集)  
(03)3265-6811 (営業)  
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷・株式会社理想社/製本・複製本印刷株式会社

© 2016, Yoichi Ohashi. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-22704-0



本書の無断複製(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構(電話03-3513-6969, FAX03-3513-6979, e-mail:info@copy.or.jp)の承諾を得てください。